

奈良市介護資格取得支援事業に係る Q&A

申請前に必ずご確認ください。

〈助成対象〉

Q1 助成対象となる介護職員の定義は何ですか。

A1 「介護職員」とは主たる業務として直接介護を行う従事者を言い、訪問介護員を含みます。

Q3 助成対象にならない職種には何がありますか。

A3 ケアマネジャー、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、調理員、事務職員、送迎ドライバー、介護助手等が挙げられます。

Q5 介護職員と助成対象にならない職種とを兼務している場合、助成の対象にはならないのでしょうか。

A5 上記の場合、勤務時間の5割を超える時間を介護職員として勤務していれば、対象となります。

Q2 非常勤の介護職員として勤務しているのですが、助成の対象になりますか。

A2 常勤・非常勤を問わず、助成の対象要件を満たしていれば対象となります。ただし、派遣職員は対象外です。

Q4 研修を修了した時点では奈良市内の事業所に勤務していましたが、その後、市外の事業所に勤務している場合、助成の対象になりますか。

A4 申請時において、「奈良市内の介護サービス事業所に勤務している者」が要件ですので、助成の対象外となります。

Q6 奈良市民ではないのですが、助成の対象になりますか。

A6 奈良市外にお住まいの方でも、助成の対象要件を満たしていれば対象となります。

Q7 研修を修了し、市内の介護サービス事業所に3ヶ月以上勤務していたのですが、現在は退職しています。この場合、助成の対象になりますか。

A7 3か月以上継続して勤務した事業所で、申請日においても勤務していることを要件としていますので、対象になりません。

Q9 勤務開始後、3ヶ月以内に同じ法人の別の事業所に異動になった場合は、助成の対象になりますか。

A9 原則として、同一の事業所に3か月以上継続して勤務していることを要件としていますが、法人内の市内事業所間の人事異動の場合等は認められる場合がありますので、ご相談ください。

Q11 通信講座でも助成の対象になりますか。

A11 都道府県の指定を受けた研修実施事業所が実施する講座であれば、通信講座も助成の対象となります。

Q8 介護サービス事業所での研修期間も勤務実績に含めることができますか。

A8 実習、研修期間も含め、雇用期間は勤務実績に含めることが可能です。

Q10 事業所に3ヶ月以上勤務していることをどのように証明すればよいですか。

A10 勤務先の事業所に、在籍証明書(第3号様式)の発行を依頼してください。

Q12 研修修了日とはどの時点を指しますか。

A12 研修実施事業所が発行する修了証明書に記載されている日を研修修了日とします。

Q13

受講料等について、研修終了後に、研修実施事業所からキャッシュバックがありました。この場合、助成の対象になりますか。

A13

キャッシュバックされた場合も、他の機関から助成を受けたものとみなしますので、助成の対象にはなりません。

Q14

介護職員初任者研修と介護福祉士実務者研修のセットコースを受講したのですが、助成の対象になりますか。

Q14

対象になります。ただし、申請に関する書類はそれぞれ作成し、別々に申請を行ってください。なお、領収書には、それぞれの研修についての費用の内訳が記載されている必要があります。

Q15

障がいサービス事業所で勤務している場合は助成対象になりますか。

A15

一部サービスを除く、介護保険法に規定する介護サービス事業所に勤務される介護職員が対象となりますので、障がいサービス事業所のみで勤務されている方は、対象にはなりません。※要領第2条(5)参照

〈申請関係〉

Q16

助成の要件をすべて満たしていれば、必ず助成金を受け取ることができますか。

A16

先着順で申請を受け付け、かつ助成の要件をすべて満たしている場合に、予算の範囲内で助成金を交付します。予算の範囲を超えた場合は助成金の交付はできませんので、対象要件をすべて満たした方はお早めに申請してください。

Q17

受講料等を銀行やコンビニで支払ったため、振込明細や振込受領書などしかない場合でも申請は可能ですか。

A17

申請には研修実施事業所が発行する領収書の写しが必要ですが、領収書は申請者本人が支払った研修の受講費・教材費であることが確認できるものとしてください。

Q18

領収書を紛失してしまった場合はどうすればよいですか。

A18

研修実施事業所に再発行を依頼してください。領収書の再発行ができず、支払証明書等の発行となる場合は、ご相談ください。

Q19

受講料等をクレジットカード払いにしたため、領収書がありません。どうすればよいですか。

A19

研修実施事業所から発行される「クレジット契約証明書」を領収書に代えることができますので、研修実施事業所にご相談ください。

Q20

市町村民税の滞納がない旨を証明した納税証明書(原本)が必要ですが、税目や期間の指定はありますか。

A20

納税証明書に少なくとも住民税(市県民税)に関する事項があれば結構です。発行可能な直近の一年度分の提出をお願いします。

Q21

扶養内で市県民税が非課税であり、納税証明書が発行されない場合、どうすればよいですか。

A21

非課税証明書の提出をお願いします。

〈その他〉

Q22

介護職員初任者研修の受講料等の助成を受けた後に、介護福祉士実務者研修の受講料等について助成を受けることができますか。

A22

可能です。

Q23

助成金は課税対象で、確定申告が必要ですか。

A23

詳細については、お近くの税務署にご相談ください。なお、本市では、支給の際に、所得税の源泉徴収を行いません。